

## 住所調査の徹底

平成 20 年度末現在、約 254 万人の返還者のうち、住所不明（一時的に住所不明となっている者を含む。）の状態にあるものは 6 万人となっている。

本機構においては、返還者への郵便物が返戻となった場合、電話による住所確認、届出住所の市役所等に対する住所調査を行うなど、返還者の住所等については現在の確かな把握に努めているところである。

住所不明の状態は延滞につながる懸念があることから、よりの確に住所を把握するため、以下の施策を講じることとしている。

(1) システム改修による住所調査の迅速化【平成 21 年 11 月実施】

市区町村役場からの住民票の回答処理について、従来は端末から 1 件ずつ手作業入力を行っていた（1 件当たり平均 3 分程度）が、システム改修により、データ作成の業者委託による大量一括処理が可能となった。

同様に、返戻による住所調査対象の登録についても、返戻されたハガキを束にまとめて業者にデータ作成を委託することで、データ入力の一括登録が可能となり、大幅な事務の効率化を図ることができるようになった。

(2) 電話番号調査の活用【平成 21 年度中に実施予定】

届出済み電話番号の状態（移転・欠番・実在等）を調査することにより、転居を早期に発見し、有効な住所調査の実施を補助する。

(3) 個人情報情報機関の保有する住所情報の活用【平成 22 年 4 月開始】

個人情報情報機関の保有する住所情報について提供を受ける。

(4) 債権回収会社の活用【平成 22 年度中に実施の方向で検討中】

現在も一部実施しているが、債権回収会社への委託業務に、居住確認・住民票の取得等の住所調査業務を積極的に付加する。

(5) 潜在的住所不明者に係る住所調査【平成 22 年度中に実施の方向で検討中】

郵便物が返戻となっていないが、一定期間にわたって入金・応答がない者について、潜在的住所不明者として市区町村役場への住所調査を実施する。

(6) 返還開始時期の早期化【平成 24 年度中に実施の方向で検討中】

現在、返還開始時期は貸与終了から 6 ヶ月経過後（3 月貸与終了者は 10 月 27 日が初回口座振替）となっているが、返還開始時期を 3 ヶ月早期化することで、卒業後の住所把握を確実なものにする。